

## 第9期決算公告

平成22年6月18日

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号  
株式会社 セブン銀行  
代表取締役社長 二子石 謙輔

### 貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	294,192	預 金	208,708
現 金	288,965	普 通 預 金	144,997
預 け 金	5,227	定 期 預 金	63,381
コ ー ル ロ ー ン	20,000	そ の 他 の 預 金	329
有 価 証 券	89,410	譲 渡 性 預 金	10,300
国 債	77,098	コ ー ル マ ネ ー	13,300
地 方 債	10,017	借 用 金	31,000
株 式	2,294	社 債	90,000
貸 出 金	126	そ の 他 負 債	39,240
当 座 貸 越	126	未 払 法 人 税 等	6,711
そ の 他 資 産	70,064	未 払 費 用	4,218
前 払 費 用	326	前 受 収 益	8
前 払 年 金 費 用	77	A T M 仮 受 金	25,775
未 収 収 益	7,106	そ の 他 の 負 債	2,526
A T M 仮 払 金	61,763	賞 与 引 当 金	294
そ の 他 の 資 産	790	負 債 の 部 合 計	392,843
有 形 固 定 資 産	11,257	（ 純 資 産 の 部 ）	
建 物	725	資 本 金	30,503
A T M	9,183	資 本 剰 余 金	31,742
その他の有形固定資産	1,347	資 本 準 備 金	30,503
無 形 固 定 資 産	16,648	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,239
ソ フ ト ウ ェ ア	12,540	利 益 剰 余 金	47,606
ソフトウェア仮勘定	4,094	利 益 準 備 金	0
その他の無形固定資産	12	そ の 他 利 益 剰 余 金	47,606
繰 延 税 金 資 産	1,211	繰 越 利 益 剰 余 金	47,606
貸 倒 引 当 金	△129	株 主 資 本 合 計	109,851
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△0
		新 株 予 約 権	88
		純 資 産 の 部 合 計	109,939
資 産 の 部 合 計	502,782	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	502,782

損益計算書

平成21年4月 1日から

平成22年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		88,830
資 金 運 用 収 益	394	
貸 出 金 利 息	1	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	317	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	72	
預 け 金 利 息	2	
役 務 取 引 等 収 益	88,350	
受 入 為 替 手 数 料	499	
A T M 受 入 手 数 料	85,294	
そ の 他 の 役 務 収 益	2,557	
そ の 他 経 常 収 益	85	
そ の 他 の 経 常 収 益	85	
経 常 費 用		58,422
資 金 調 達 費 用	2,176	
預 金 利 息	351	
譲 渡 性 預 金 利 息	148	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	33	
借 用 金 利 息	510	
社 債 利 息	1,132	
役 務 取 引 等 費 用	9,691	
支 払 為 替 手 数 料	223	
A T M 設 置 支 払 手 数 料	9,003	
A T M 支 払 手 数 料	444	
そ の 他 の 役 務 費 用	20	
そ の 他 業 務 費 用	230	
外 国 為 替 売 買 損	112	
社 債 発 行 費 償 却	118	
営 業 経 費	46,256	
そ の 他 経 常 費 用	66	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	63	
そ の 他 の 経 常 費 用	3	
経 常 利 益		30,407
特 別 損 失		101
固 定 資 産 処 分 損	101	
税 引 前 当 期 純 利 益		30,306
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,239	
法 人 税 等 調 整 額	113	
法 人 税 等 合 計		12,352
当 期 純 利 益		17,953

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～18年
ATM	5年
その他	2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

#### 4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

#### (会計方針の変更)

当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の貸借対照表等に与える影響はありません。

#### 6. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 7. ヘッジ会計の方法

##### 金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

#### 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 追加情報

(金融商品に関する会計基準)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権及び延滞債権はありません。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 1,199百万円  
担保資産に対応する債務  
コールマネー 1,100百万円  
上記のほか、為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券85,916百万円を差し入れております。  
また、その他の資産のうち保証金は734百万円であります。
- 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが146百万円であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 27,593百万円
- 1株当たりの純資産額 90,039円83銭
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預払機、電子計算機及びその周辺機器及びその他の事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。  
(1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引  
①取得価額相当額  
有形固定資産 7,656百万円  
無形固定資産 502百万円  
合計 8,159百万円  
②減価償却累計額相当額  
有形固定資産 6,679百万円  
無形固定資産 448百万円  
合計 7,128百万円  
③期末残高相当額  
有形固定資産 976百万円  
無形固定資産 54百万円  
合計 1,031百万円  
④未経過リース料期末残高相当額  
1年内 1,041百万円  
1年超 34百万円  
合計 1,076百万円  
⑤支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額  
支払リース料 1,618百万円  
減価償却費相当額 1,538百万円  
支払利息相当額 41百万円  
⑥減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  
⑦利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
- オペレーティング・リース取引  
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  
1年内 7百万円  
1年超 3百万円  
合計 10百万円

9. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,184百万円
年金資産(時価)	668
未積立退職給付債務	△515
未認識数理計算上の差異	568
未認識過去勤務債務	25
貸借対照表計上額の純額	77
前払年金費用	77
10. 関係会社に対する金銭債権総額	64百万円
11. 関係会社に対する金銭債務総額	39,202百万円

12. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は0百万円であります。

#### (損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
役員取引等に係る収益総額	682百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	18百万円
役員取引等に係る費用総額	8,739百万円
その他の取引に係る費用総額	7百万円
2. 1株当たり当期純利益金額	14,716円01銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	14,712円13銭

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達・運用の両面において、安定性確保とリスク極小化を基本方針としており、積極的なリスクテイクによる収益追求は行っておりません。

当社の資金調達は、ATM装填用現金等の運転資金及びATM・システム関連投資等の設備投資資金の調達に大別され、金利動向等を踏まえてベースとなる資金を預金、長期借入や社債発行等により確保した上で、日々の調達額の変動をコール市場からの調達により賄っております。

一方、運用については、個人向けに、ごく小口の貸出業務を行っておりますが、中心は「限定的なエンドユーザー」としての資金証券業務であります。運用先は信用力が高く流動性に富む国債等の有価証券や信用力の高い金融機関に対する預け金、コールローン等に限定しており、リスクの高い金融派生商品等による運用は行わないこととしております。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主としてATM事業を円滑に行うための現金がその大半を占めております。余資をコールローンに放出しており、発行体の信用リスクに晒されております。有価証券は、国債、地方債及び株式であり、その他保有目的としております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。貸出金は、個人向けのローンサービス(極度型カードローン)であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、債権は全額保証を付しているため、リスクは限定的となっております。

また、当社は、銀行業を営んでおり、その金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は金利の変動リスクに晒されております。必要に応じてコールマネーにて短期的な調達をしておりますが、必要な資金を調達できない流動性リスクに晒されております。借入金、社債は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスクの管理

信用リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「信用リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。信用リスクは現状、ATMに関する決済業務及びALM操作に関わる優良な金融機関等に対する預け金、資金放出、仮払金等に限定し、信用リスクを抑制した運営としております。また、自己査定基準、償却引当基準、自己査定・償却引当規程に従い、適正な自己査定、償却引当を実施しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

## ②市場リスクの管理

市場リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「市場性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「市場性リスク管理規程」にて、リスク限度額、ポジション限度、損失許容限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。なお、月1回開催するALM委員会にて、リスクの状況、金利動向の見通し等が報告され、運営方針を決定する体制としております。

## ③流動性リスクの管理

流動性リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「流動性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「流動性リスク管理規程」にて、運用・調達の間隔の違によって生ずるギャップ限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。資金繰り逼迫時においては、全社的に迅速かつ機動的な対応が取れるよう、シナリオ別対策を予め策定し、万全を期しており、資金流動性確保に懸念はないものと考えております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）ご参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金（*）	294,190	294,190	—
(2) コールローン（*）	19,981	19,981	—
(3) 有価証券 その他有価証券	87,116	87,116	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*）	126 △0		
	126	126	—
(5) ATM仮払金（*）	61,761	61,761	—
資産計	463,176	463,176	—
(1) 預金	208,708	209,117	409
(2) 譲渡性預金	10,300	10,300	—
(3) コールマネー	13,300	13,300	—
(4) 借入金	31,000	31,520	520
(5) 社債	90,000	91,929	1,929
(6) ATM仮受金	25,775	25,775	—
負債計	379,084	381,944	2,859

（\*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、ATM仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

#### (2) コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) ATM仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(6) ATM仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	2,294
合計	2,294

(\*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	5,227	—	—	—	—	—
コールローン	20,000	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券のうち満期のあるもの	86,999	—	—	—	—	—
貸出金(*2)	126	—	—	—	—	—
ATM仮払金	61,763	—	—	—	—	—
合計	174,117	—	—	—	—	—

(\*1) 預け金のうち、満期のない預け金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等はありません。

なお、貸出金は、「1年以内」として開示しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	175,468	15,818	17,422	—	—	—
譲渡性預金	10,300	—	—	—	—	—
コールマネー	13,300	—	—	—	—	—
借入金	12,000	—	18,000	1,000	—	—
社債	—	46,000	44,000	—	—	—
A T M仮受金	25,775	—	—	—	—	—
合計	236,843	61,818	79,422	1,000	—	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)  
該当ありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年3月31日現在)  
該当ありません。
4. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券			
	国債	26,124	26,121	3
	地方債	7,497	7,494	3
	小計	33,622	33,615	6
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	国債	50,973	50,978	△5
	地方債	2,520	2,523	△2
	小計	53,494	53,502	△8
合計		87,116	87,117	△1

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	2,294
合計	2,294

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)  
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)  
該当ありません。
7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
8. 減損処理を行った有価証券  
該当ありません。

(金銭の信託関係)

該当ありません。



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名  
営業経費 46百万円
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況  
(1) スtock・オプションの内容

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 3名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 184株	普通株式 21株
付与日	平成20年8月12日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年8月13日から平成50年8月12日まで	同左

	第2回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 171株	普通株式 38株
付与日	平成21年8月3日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成21年8月4日から平成51年8月3日まで	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ①ストック・オプションの数

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	184	21
権利確定	—	—
権利行使	27	—
失効	—	—
未行使残	157	21

	第2回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	171	38
失効	—	—
権利確定	171	38
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	171	38
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	171	38

## ②単価情報

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格(円)	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価(円) (注)	新株予約権1個当たり 251,300円	—
付与日における公正な 評価単価(円) (注)	—	新株予約権1個当たり 236,480円

	第2回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格(円)	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な 評価単価(円) (注)	新株予約権1個当たり 221,862円	新株予約権1個当たり 221,862円

(注)新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1株であります。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第2回①新株予約権及び第2回②新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

		第2回①新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)	第2回②新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)
株価変動性	(注) 1	34.55%	34.55%
予想残存期間	(注) 2	5年	5年
予想配当	(注) 3	4,900円/株	4,900円/株
無リスク利率	(注) 4	0.745%	0.745%

(注) 1. 平成20年2月29日にジャスダック証券取引所に上場いたしましたが、公開後の日が浅く、十分な量の株価情報を収集することが困難であるため、類似する企業に関する株価情報に基づき算定しております。

なお、株価変動性の見積りに使用した株価実績は5年間(平成16年7月25日から平成21年8月3日まで)に係るものであります。

2. 在職中の役員、平成21年6月から年齢退任日までの日数の平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。

3. 直近の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	524百万円
減価償却費損金算入限度超過額	373
賞与引当金損金算入限度超過額	119
未払金(旧役員退職慰労引当金)	89
貸倒引当金損金算入限度超過額	52
その他	83
繰延税金資産合計	1,243
繰延税金負債	
前払費用	△31
繰延税金負債合計	△31
繰延税金資産の純額	1,211百万円

(持分法損益等)

該当ありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区	17,200	コンビニエンスストア事業	被所有直接28.98%	ATM設置及び管理業務に関する契約資金取引	ATM設置支払手数料の支払(注)1	8,739	未払費用(注)3	786
							譲渡性預金の受入(注)2	4,328	譲渡性預金	10,000
							譲渡性預金利息(注)1	5	未払費用	0
主要株主	株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区	40,000	スーパーストア事業	被所有直接12.04%	ATM設置及び管理業務に関する契約資金取引	譲渡性預金の受入(注)2	23,235	-	-
							譲渡性預金利息(注)1	115	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ATM設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

譲渡性預金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び関連会社等

該当ありません。

(3) 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社等	株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター	東京都千代田区	10	金融関連事業	-	資金取引 役員の兼任	譲渡性預金の受入(注)2	11,115	-	-
							譲渡性預金利息(注)1	24	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

譲渡性預金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

(4) 役員及び個人株主等

該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社セブン&アイ・ホールディングス(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

(単体自己資本比率(国内基準))

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は49.58%であります。